

京丹後市情報公開条例の一部を改正する条例

京丹後市情報公開条例(平成16年京丹後市条例第7号)の一部を次のように改正する。

「第3章 不服申立て

第1節 諮問等(第19条・第20条)

「第3章 不服

目次中 第2節 京丹後市情報公開審査会(第21条-第25条)を 第4章 雑則

第3節 審査会の調査審議の手續(第26条-第33条)

第4章 雑則(第34条-第39条)

」

申立て(第19条・第20条)

(第21条-第25条)に改める。

第7条第1号中「おそれがあるもの」の次に「。」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2号第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条第1項に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれのある場合にあつては、当該部分を除く。)

第7条第2号中「(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第4号中「又は市以外の地方公共団体」を「、市以外の地方公共団体、地方独立行政法人」に改め、同条第6号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改め、同号オ中「又は国等が

経営する企業」を「若しくは国等が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改め、同条第7号中「法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）」を「法令等」に改める。

第15条第1条第1項中「国」の次に「、独立行政法人」を、「地方公共団体」の次に「、地方独立行政法人」を加え、同条第2項第1号中「第7条第2号ただし書」を「第7条第1号ただし書又は第2号ただし書」に改める。

「第1節 諮問等」を削る。

第19条第1項中「京丹後市情報公開審査会」を「京丹後市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年京丹後市条例第 号）第1条に規定する京丹後市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第3章第2節及び第3節を削る。

第34条を第21条とし、第35条を第22条とし、第36条を第23条とし、第37条の見出し中「出資法人」を「出資法人等」に改め、同条に次の3項を加え、同条を第24条とする。

- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する公の施設の管理に関する業務に係る情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 出資法人及び指定管理者は、情報の公開に関する苦情の処理について、実施機関に対し助言を求めることができる。
- 4 実施機関は、出資法人及び指定管理者の情報公開が推進されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

第38条を第25条とし、第39条を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の京丹後市情報公開条例第22条第2項の規定により京丹後市情報公開審査会の委員に委嘱されていた者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務及びその義務違反に対する罰則の適用については、なお従前の例による。